

学校法人 宝塚大学
ガバナンス・コード
遵守状況の点検結果
(2022 年度～2023 年度中期)

2023 年 9 月



学校法人 宝塚大学 ガバナンス・コードについて

学校法人宝塚大学は、「芸術と科学の協調」を建学の精神とし、それに基づく教育理念を掲げ、法人および設置する宝塚大学の自律的運営のため、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、2021年10月9日に「学校法人宝塚大学ガバナンス・コード」を定めました。

この「ガバナンス・コード」は第1章から第5章まであり、法人の管理運営状況や情報公開といった内容で構成され、学校法人の運営の規範となる項目になっています。

遵守状況の点検について

「学校法人宝塚大学ガバナンス・コード」の遵守状況を原則として年度毎に点検し、それが本法人のガバナンス向上に有効に作用しているかを確認することとしています。点検内容は自己点検・評価委員会で検討を加え、各項目について下記の通り評価判定を行いました。

評価	評価内容
○	遵守
△	取組が不十分
×	未取組・未着手

自己点検・評価委員会における点検・審議の後、管理運営協議会および理事会においても点検状況を報告し、取組が不十分あるいは未着手と評価した項目については、その状況を改善するための資料として用います。

2022年度～2023年度中期の内容に関する点検は下記の通り実施されました。

- ・2023年8月 理事長・学長による点検
- ・2023年8月29日 管理運営協議会 点検状況報告
- ・2023年9月9日 理事会 報告

点検結果の概要

チェックすべき点検項目は90項目あり、「○：遵守」となった項目は89項目(98.8%)となりました。

「△：取組が不十分」と判定した項目は下記の通りです。

◆「△：取組が不十分」となった項目

- ・No.80 : 4-4-(1)-③「事業継続計画の策定」の努力目標が未達

この点検結果をもとに、引き続き、法人・大学運営のガバナンス改善と強化に向けて取り組んでまいります。

点検結果の詳細

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人宝塚大学とその設置校である宝塚大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・教育理念は次のとおりです。

① 建学の精神：芸術と科学の協調

「本学は、人間形成の一環として、芸術・科学に関する学問を素地とし、芸術的体験を通じて、情操の陶冶につくすとともに、科学の理解力と豊かな感性・創造性・実践力を育成し、更に将来に対する深い洞察力の涵養により、生活文化の向上と産業社会の発展に貢献し、国際社会に対応し得る人材の育成を図ります。」

② 教育理念

・豊かな感性を持つ

自然の美や芸術とともに、人の心や気持ちを感じることができる人間を育成する。

・深い理解力を持つ

さまざまな学問を学ぶとともに、よく考えることを通じて深く理解できる人間を育成する。

・高い実践力を持つ

感性と理解力を活用して、課題に取り組み実践していくことができる人間を育成する。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

① 建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

本学は、芸術に触れる体験を通じて豊かな感性を養い、科学の学習を通じて深い理解力を養い、この両面から、創造性と実践力によって社会と文化に貢献できる人間の育成を図ります。

② 本学が建学の精神・理念に基づいて養成を目指す人材は、美術、デザイン及びメディア芸術に関する理論と表現並びに看護・助産に関する専門の技術について深く教授研究し、それらに関する高度で専門的な能力を有する者です。

1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神(理念)に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 宝塚大学の教育目的及び研究目的

美術、デザイン及びメディア芸術に関する理論と表現並びに看護・助産に関する専門の技術について深く教授研究し、それらに関する高度で専門的な能力を有する人材を育成することを目的とする。

② 看護学部教育の教育目的及び研究目的

看護・保健の職務の実践に必要な知識、技術及び能力と幅広い教養を修得し、保健・看護・医療の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

とする。

③東京メディア芸術学部教育目的及び研究目的

美術及びメディア芸術に関する基礎的教育を施すとともに、マンガ、アニメーション、ゲーム、イラストレーション、コンテンツデザイン及び映像に関する理論及び表現について深く教育研究し、それらに関する高度で専門的な職業能力を有する人材を育成することを目的とする。

④大学院メディア芸術研究科教育目的及び研究目的

美術、デザイン及びメディア芸術に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め又高度の専門性が求められる職業を担うため、深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

⑤助産学専攻科教育目的及び研究目的

助産の職務の実践に必要な知識、技術及び能力と幅広い教養を修得し、地域の母子保健の発展向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

(2) 中期計画の策定と実現に必要な取組みについて

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
1	①安定した経営を行うために、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期計画を策定しています。	○	2021 年度に議論を重ね、2022 年度～2026 年度を実施期間とする中期計画を策定し、計画達成にむけ実行中です。
2	②中期計画の進捗状況、財務状況については、内部質保証推進委員会、管理運営協議会等で進捗状況を管理把握し、理事会へ報告することとし、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	○	2021 年度を終期とする経営改善計画の総括について、理事会をはじめとする各会議にて報告しました。2022 年度からの中期計画についても年度毎の進捗管理を適切に行っています。
3	③財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○	理事会や評議員会、執行部には高等教育を取り巻く状況についての情報提供を随時行っています。その他、自主研鑽を推奨しています。
4	④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	大学の構成員として、事務職員の役割はより高まるものと考えています。職員も学内委員会の構成員となる等、教学面についても関わりを深化させています。
5	⑤経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○	2022 年度を始期とする中期計画の内容とそれに基づく年度計画は、年度当初に全体研修として学内教職員と共有し、意見交換の場を設けています。
6	⑥中期計画には次のような内容を盛り込みます。 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備、グローバル化、ICT 化への対応 ク 計画実現のための PDCA 体制	○	2022 年度を始期とする現中期計画(2022 年度～2026 年度)には、左記の各内容を盛り込んでいます。

(3)私立大学の社会的責任等

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
7	①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○	中期計画の基本戦略である持続的・安定的な財政基盤を確立するとともに、社会の要請に応える質の高い教育を展開するため、様々な施策を進めています。
8	②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	各ステークホルダーとの関係性維持を意識し、地域貢献にも積極的に取り組んでいます。
9	③私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	年間のSD研修計画の中に、学生・教職員の多様性理解を促す研修内容を盛り込み、学内的な啓蒙を推進しています。

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

私立大学は、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1)理事会の役割

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
10	①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○	理事会は学校法人の最高意思決定機関として、左記の通り運営しています。
11	②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	○	理事会は左記の通り運営しています。
12	③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者(学長、副学長及び学部長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○	理事会は左記の通り機能しています。

13	④学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長、学長補佐を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	○	学長は教学面の統括的な責任者として各種規則に規定されており、学長を補佐する体制も明確にしており、権限と責任の明確化が図られています。 各所掌についても、社会変化に対応して運営ができるよう、その都度規定を見直すように努めています。
14	⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	○	理事会は年間の開催計画にしたがって開催されており、審議事項も事前通知され、案件によっては理事会開催前に個別の議案説明を行う等、理事会審議の機能性を高める工夫を行っています。
15	⑥役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場 (イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○	役員は左記の通り責任を負っています。
16	⑦役員(理事・監事)が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○	役員は左記の通り責任を負っています。
17	⑧役員(理事・監事)の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○	左記については「学校法人宝塚大学寄附行為」において定めています。
18	⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	○	左記の通り「学校法人宝塚大学寄附行為」において定めています。

2-2 理事

(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
19	①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	左記の通り「学校法人宝塚大学寄附行為」において定めています。
20	②理事長を補佐する理事として、常務理事及び常勤理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	○	現在は常務理事を選任していませんが、常勤の理事が複数名おり、理事の職務分担を定めています。また、理事長職務の代理等順位も理事会において定めています。
21	③理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。	○	理事長及び理事の解任は「学校法人宝塚大学寄附行為」において定めています。また、寄附行為施行細則に該当する「寄附行為運用の手引き」及び「役員等選任及び解任等手続き内規」を定め運用しています。
22	④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○	理事は左記の通り職務執行しています。

23	⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	理事は左記の通り責任を負っています。
24	⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	理事は左記の通り業務執行しています。
25	⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	理事は左記の義務を負っています。

(2) 学内理事の役割

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
26	①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	教職員である理事は、左記の通り業務執行しています。
27	②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	教職員である理事は、左記の通り業務遂行しています。

(3) 外部理事の役割

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
28	①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	十分な数の外部理事を選任しています。
29	②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	外部理事は左記の通り業務遂行しています。
30	③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	外部理事には、審議事項に関する十分な資料の事前提供と、議案によっては詳細な事前説明を行っています。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

No.	ガバナンス・コード項目	評価	備考
31	全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	全理事・評議員や関係職員を対象として、高等教育を取り巻く諸課題についての研修を行ってまいります。 また、理事の業務執行に関係する情報を随時共有するように努めています。

2-3 監事

(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
32	①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	監事は左記の通り責任を負っています。
33	②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	○	監事は全ての理事会・評議員会へ出席している他、監査法人との意見交換会や学部教授会へのオブザーバー参加等、積極的な会議出席をしています。
34	③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	監事は毎年度業務監査、会計監査を行っています。
35	④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○	監事は左記の義務を負っています。
36	⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	左記の通り「学校法人宝塚大学寄附行為」において定めています。

(2) 監事の選任

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
37	①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○	左記の通り「学校法人宝塚大学寄附行為」において定めています。
38	②監事は2名置くこととします。	○	監事は2名選任しています。
39	③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	左記、考慮しています。

(3) 監事監査基準

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
40	①監査機能の強化のため、学校法人宝塚大学 監事監査規程を作成します。	○	「監事監査規程」は施行されており、同規程に基づき監事監査が行われています。
41	②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	監査計画に基づき、各部局の監事監査が毎年行われています。
42	③監事は、学校法人宝塚大学 監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	監事による監査の実施後、詳細な監査報告書が作成され、理事会及び評議員会へ提出されています。監査結果は業務改善のために用いています。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
43	①監事および公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	○	定期的に監事、監査法人、大学当局との意見交換の場を設けており、問題意識の共有を図っています。
44	②監事機能の強化の観点から、監事と連絡を密にとり、情報交換・意見交換の機会を設けます。	○	左記の通り取り組んでいます。
45	③監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	監事は文部科学省が行う監事研修に毎年参加しています。
46	④学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	監事には、審議事項に関する十分な資料の事前提供と、議案によっては詳細な事前説明を行っています。
47	⑤その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	監事への情報提供は積極的に行っています。また、監査・評価室が監事の業務を支援しています。

2-4 評議員会

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
48	(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。 ①予算、事業計画に関する事項 ②中期計画の策定 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員報酬に関する基準の策定 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	○	評議員会は左記の通り運営しています。
49	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	評議員会において指名のうえ意見を伺う等、運営を工夫しています。
50	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	左記の通り「学校法人宝塚大学寄附行為」において定めています。

51	(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	左記の通り取り組んでいます。
----	--	---	----------------

2-5 評議員

(1)評議員の選任

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
52	①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○	評議員数は私立学校法の定めに基づき、常に理事人数の2倍を超える数を選任しています。
53	②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	左記の通り選任しています。
54	③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○	評議員は、教職員や卒業生の他、教育機関関係者、医療機関関係者、企業経営の経験者等、広範な分野より選任しています。
55	④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	○	「学校法人宝塚大学寄附行為」の定めにより、左記の通り選任しています。

(2)評議員への研修機会の提供と充実

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
56	学校法人は、評議員へ諮問する事項に関して、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。また学校法人運営上の情報提供等を積極的に行います。	○	評議員には、諮問事項に関する十分な資料の事前提供と、議案によっては詳細な事前説明を行っています。

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

学長の任免は、「宝塚大学 学長の選考・任命に関する規程」に基づき、「理事会において選考し、理事長が任命する」とあり、「学校法人宝塚大学 管理運営規程」において、「学長は、大学の校務を掌り所属する教職員とその職務を統括し大学を代表する。」としています。私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務(役割・職務範囲)

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
57	①学長は、学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、美術、デザイン、芸術情報及びメディア芸術に関する理論及び表現、並びに看護・保健に関する専門の学術について、深く教授研究し、それらに関する高度で専門的な職業能力を有する人材を育成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	○	各種規則において、学長は教学面の統括的な責任者と規定しています。
58	②学長は、理事会から委任された権限を行使します。	○	左記の通り、学長は教学面の統括的な責任者として権限を行使しています。
59	③所属教職員が、学長方針、中期計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	学長は年度の開始時に教職員へのメッセージを発する他、各会議の場でも積極的なメッセージの発信や意見交換を行っています。

(2) 学長補佐体制(副学長・学長補佐、学部長・研究科長・専攻科長の役割)

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
60	①学則や学校法人宝塚大学管理運営規程に基づき、必要に応じて大学に副学長や学長補佐を置くことができるようにしており、学長から委任された事項について補佐できる体制を整えています。	○	現在、規定に基づき、副学長1名、学長補佐1名を配置しており、学長から委任された事項について、学長を補佐する体制を整えています。
61	②学部長・研究科長・専攻科長の役割については、学校法人宝塚大学管理運営規程において「学部長は、学部の校務を掌り学部を代表する。」とし、「研究科長は、研究科の校務を掌り研究科を代表する。」とし、「専攻科長は、専攻科の校務を掌り専攻科を代表する。」としています。	○	左記の通り諸規則に定められ、教学面の統括的な責任者である学長を補佐する体制になっており、権限と責任の明確化が図られています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
62	大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については宝塚大学 学部教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	学長は教授会の意見を聴き、教学事項について最終判断を行っています。

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー(学生・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
63	①学部ごとの3つの方針(ポリシー) ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	○	左記を明確に定め、各種媒体で周知しています。
64	②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組めます。	○	左記の通り取り組んでいます。
65	③ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	左記の通り取り組んでいます。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
66	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	左記の通り取り組んでいます。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
67	①ボード・ディベロップメント:BD ア 常務理事及び常勤理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	○	事業計画に沿った事業執行と、その結果である事業報告を一つのサイクルとして、理事会や評議員会に明示しています。また、監事は詳細な監査報告を理事会並びに評議員会において行っています。

68	②ファカルティ・ディベロップメント:FD ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○	教員個人評価やティーチングポートフォリオの仕組みを通じて、3つのポリシーと教員の個人目標とを最適化する工夫を図ります。FD 活動も各学部の FD 委員会を中心に計画的に取り組んでいます。
69	③スタッフ・ディベロップメント:SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	○	SD 実施年間計画を策定し、全教職員に周知しており、複数回の全学的な SD 研修を実施しています。また、個別業務の SD については私学経営研究会他の関連団体が実施する研修会参加を指示したり、個別の外部研修参加を支援したりすることで職務能力の向上を図っています。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
70	①認証評価 平成 16(2004)年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	令和 4(2022)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、適合の判定を受けました。この結果を今後の運営改善に活用していきます。
71	②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	左記の通り取り組んでいます。
72	③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○	左記の通り取り組んでいます。

(2) 社会貢献・地域連携

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
73	①大学の資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	左記の通り努めています。

74	②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	○	左記の通り努めています。
75	③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	左記の通り努めています。また、宝塚南口サテライトを拠点とした「宝塚ウェルネス・アカデミー」事業を通じて更なる充実化を図っています。
76	④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。	○	左記の通り努めています。
77	⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○	節電や省エネへの取り組みを推進しています。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
78	①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に努めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	○	危機管理室を中心とした危機管理体制の整備、大地震や大規模災害を想定したマニュアルや連絡体制の整備を進めています。ハラスメントや研究費不正使用防止の啓発も進めています。
79	②災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	○	左記の各対策について取り組んでいます。
80	③事業継続計画の策定に努めます。	△	遠隔地キャンパスを運営しているため、それぞれの地域的特性を把握した上で事業継続計画（BCP）を策定する必要があり、まだ策定ができていない状況です。危機管理室を中心に他大学の事例調査等を行い、策定作業を進めてまいります。

(2) 法令遵守のための体制整備

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
81	①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。	○	各法令、学内諸規則を遵守しています。
82	②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	法人本部事務局総務部を公益通報の窓口とし、「公益通報者保護等に関する規程」を定めて通報者を保護しています。

第5章 透明性の確保(情報公開)

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

教育機関は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

前述の通り、私立大学は高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則(第 172 条第 2 項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
83	①教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) エ 入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー) オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	○	左記の各項目について、大学ホームページで情報公開しています。
84	②学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く) オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 1) 法人の概要 2) 事業の概要 ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況 3) 財務の概要 ・収支及び財産(財産目録、貸借対照表、収支計算書)の状況(経年比較等を活用)	○	左記の各項目について、大学ホームページで情報公開しています。

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
85	①教育・研究に資する情報公開 ア 大学間連携 イ 地域連携並びに産学官連携	○	地域連携や高大連携等の社会連携活動については、随時大学ホームページ等で発信しています。
86	②学校法人に関する情報公開 ア 中期計画 イ 事業計画	○	中期計画および年度の事業計画は大学ホームページ上で公開しています。

(3) 情報公開の工夫等

No.	ガバナンス・コード項目	評価	取組状況
87	①上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	左記の通り整備しています。
88	②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開規程を策定し、公開します。	○	左記の通り整備しています。
89	③公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	各種媒体を活用し情報発信を行っています。
90	④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	左記の通り工夫しています。